４　この支払調書を、暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合には、この支払調書の表の「先物取引に関する支払調書」の次に「（暗号資産デリバティブ取引用）」の字句を付記し、次の要領により記載すること。

(1)　「住所（居所）及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び個人番号を記載すること。

(2)　「先物取引の種類」の欄には、暗号資産デリバティブ取引の差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名を記載すること。

(3)　「決済損益の額」の欄には、その年中に暗号資産デリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益の額の合計額から損失の額の合計額を控除した金額を記載すること。なお、当該金額が零を下回る場合には、金額の前に「▲」又は「―」を記載すること。

(4)　「手数料等の額」の欄には、その年中に行つた暗号資産デリバティブ取引の差金等決済に係る取引の手数料等の額の合計額を記載すること。

(5)　(2)から(4)までの欄には、暗号資産デリバティブ取引の種類別に記載すること。

(6)　「決済の方法」の欄、「決済年月日」の欄、「数量」の欄、「決済時の約定価格等」の欄、「限月等」の欄は、記載を要しない。

(7)　「摘要」の欄には、市場暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあつては「市場暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、外国市場暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあつては「外国市場暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、店頭暗号資産デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあつては「店頭暗号資産デリバティブ取引に関する支払調書」と、それぞれ記載すること。

(8)　納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。

(9)　暗号資産デリバティブ取引の差金等決済をした者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。

別表第六(一)の表の備考2㈢中「これらの者」を「控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者又は同号イ(1)(ⅹ)に規定する特別控除対象配偶者」と、「その旨」を「その旨を記載し、控除対象扶養親族が非居住者である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」と改め、同表の備考2㈦ニ中「租税特別措置法第41条の17第１項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦、寡夫」を「寡婦、ひとり親」と改める。

別表第六㈡の表中

特別寡婦 寡夫	ひとり親 寡婦

を改め、同表の備考2㈤中「租税特別措置法第41条の17第１項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫」を「寡婦又はひとり親」に改め、同表の備考2㈢中「これらの者」を「源泉控除対象配偶者」と、「その旨」を「その旨を記載し、控除対象扶養親族が非居住者である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」と改める。

別表第七(一)の表の備考2㈨く中「定める」を「掲げる」と改め、同表の備考2㈨く㈡中「第２条の36第８項各号」を「第２条の35第８項各号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七十四条第一項第四号の改正規定、第九十四条の二第一項第五号の改正規定及び別表第六㈢の改正規定（同表の備考2㈩に係る部分を除く。）並びに附則第二十七条、第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第四項の規定　令和三年一月一日

二　別表第五(六)の表の備考2⑿の改正規定　令和三年四月一日

三　第三十九条の二の改正規定、第四十条の改正規定、第四十条の二第一項第三号の改正規定、第四十条の十六の次に一条を加える改正規定、第四十七条第三項第三号の改正規定、同項第十五号の改正規定、第四十七条の二第三項第一号イの改正規定、同項第三号の改正規定、同条第九項の改正規定、第四十七条の三第一項の改正規定、第四十八条第一項第三号の改正規定、第五十三条第一項の改正規定、第五十六条第二項の改正規定、第六十九条第一項第二号の改正規定、第七十一条第一項の改正規定及び第百二条の改正規定並びに次条から附則第七条までの規定　令和四年一月一日

四　第四十七条第三項第二十一号の改正規定、第四十七条の二の改正規定（同条第三項第一号イに係る部分、同項第三号に係る部分及び同条第九項に係る部分を除く。）、第七十三条の二の改正規定、第七十四条の二の改正規定、第七十四条の四の改正規定、第七十七条の五の改正規定、第九十三条第一項第六号イの改正規定、第九十四条の二第一項第七号イの改正規定、別表第六(一)の表の備考2⑯の改正規定並びに別表第六㈢の表の備考2⑩の改正規定並びに附則第二十八条第一項、第二十九条第二項並びに第三十条第二項及び第五項の規定　令和五年一月一日

五　第四十七条第三項第六号の改正規定、第六十条第二項及び第三項の改正規定、第九十条の五の改正規定並びに別表第五(六)の表の改正規定　情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日

（確定所得申告書の記載事項に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第四十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）（新規則第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

（確定申告書に添付すべき書類に関する経過措置）

第三条　新規則第四十七条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）（新規則第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

２　新規則第四十七条の二第十三項の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

（確定損失申告書の記載事項に関する経過措置）

第四条　新規則第四十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）（新規則第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

（還付を受ける場合の源泉徴収税額等の明細書の記載事項に関する経過措置）

第五条　新規則第五十三条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告書の記載事項に関する経過措置）

第六条　新規則第六十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の申告書（所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の申告書を提出する場合については、なお従前の例による。